

いじめ問題の解決のために

教職員用ハンドブック

いじめられている子どもは、なぜ「いじめられている」と言えないの？

- 「一人ぼっちになりたくない」
- 「みんなに知られたらよけいにみじめ」
- 「親に余計な心配をかけたくない」
- 「大人にしゃべるともっとひどくなる」
- 「自分が弱い人間だと思われたくない」
- 「仕返しが不安」
- 「自分が悪いのではないか」

という苦しい思いで悩んでいるから、打ち明けられないのです。

一方で、**「でも気付いて欲しい」**

という相反する思いも心の底にあります。

この子どもの心情を受け止められる教職員の感性、子どもの発する小さなサインに気付く教職員の人権感覚、さらには、子どもとの信頼関係を築くため、日頃からの心の交流が求められています。

子どもたちは、教師たち大人が本気かどうかを驚くほどよく見ています。その姿勢が子どもへの説得力となり、彼らのいじめを防ぐ力、克服する力を引き出すのではないのでしょうか。

- ・ いじめは人として絶対に許されない行為である。
- ・ 教職員は全力をあげて子どもを守る。
- ・ 自らの命を決して絶ってはならない。

この3点を、心を込めて子どもに伝えることが大切です。

目 次

I	いじめの定義	1
II	いじめの構造	1
III	最近のいじめの特徴	
1	特徴	2
2	ネットいじめ	3
3	発達障害といじめ問題	3
IV	いじめ発見のチェックリスト	4
	・ 登校時	・ 部活動・学校行事
	・ 授業中	・ 終礼・放課後・下校時
	・ 休憩時間	・ 学校生活全体を通して
	・ 昼食・清掃時	・ その他
V	いじめへの対応	
1	組織的な対応・連携	6
2	いじめられている子ども（被害者）への支援	7
3	いじめている子ども（加害者）への指導	7
4	周りの子どもたち（観衆・傍観者）への指導	8
5	ネットいじめへの対応	9
6	保護者への対応	
	・ 被害者の保護者への対応	10
	・ 加害者の保護者への対応	10
VI	いじめの予防	
1	学級経営	11
2	教師の言動・姿勢	12
3	保護者・地域との連携	12
VII	相談に関する専門機関	14

【参考】

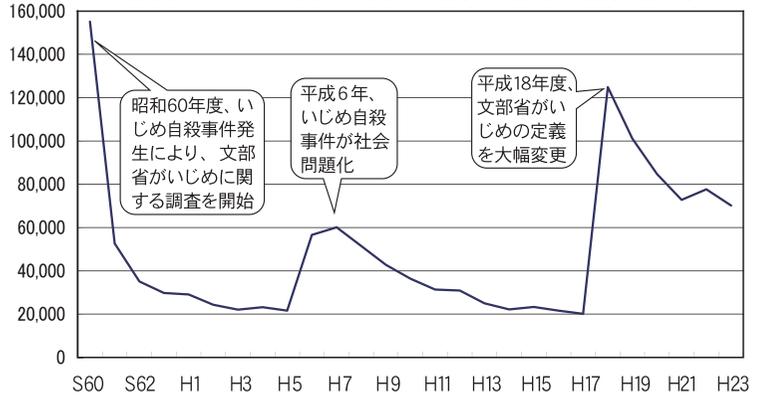
- ・ [グラフ1](#) 全国のいじめの認知（発生）件数の推移 平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」……1
- ・ [グラフ2](#) いじめの態様 平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」……13
- ・ [グラフ3](#) いじめに関する意識 平成24年度「全国学力・学習状況調査」……13

I いじめの定義

昭和60年度、全国各地でいじめによる自殺事件が発生し、文部省(当時)が初めていじめに関する調査を開始し、翌年「いじめの定義」が示されました。平成6年には愛知県の中学生いじめ自殺事件が社会問題化し、定義も一部変更されました。

その後、平成18年度にはいじめの実態をより適切に把握するため定義が大幅に変更されました。

グラフ1 全国のいじめの認知(発生)件数の推移(全校種を含む)



出典：平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 文部科学省

昭和 61 年度	平成 6 年度	平成 18 年度～
<ol style="list-style-type: none"> 自分よりも弱いものに対して一方的に 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え 相手が深刻な苦痛を感じているもの 		<ol style="list-style-type: none"> 一定の人間関係のあるものから 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより 精神的な苦痛を感じているもの
<ol style="list-style-type: none"> 学校としてその事実を確認しているもの 	<ol style="list-style-type: none"> 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。 	
<p>・なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。</p>		

平成18年度いじめ調査に関する留意事項

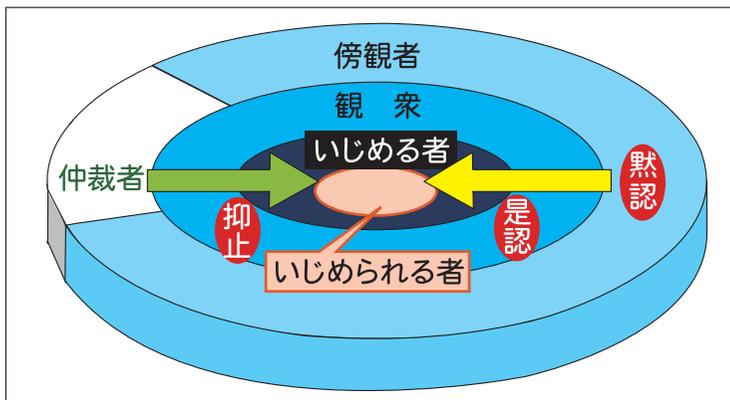
- 【注1】「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- 【注2】「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- 【注3】「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 【注4】「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- 【注5】けんか等を除く。

II いじめの構造

いじめは、深刻かつ重大な人権侵害であり、児童生徒にとっては、最も身近な人権問題です。主に学級や学校という空間の中で、一部の児童生徒のノリや感覚的嗜好により、「生意気」「変わっている」などを理由に、悪口、陰口、いたずら、使い走りなど**特定の児童生徒に対する意図的かつ悪意のある行為**がなされます。さらに、それらを放置すると群集心理が重なって、無視、忌避・排除(仲間はずし)、金品強要、犯罪教唆、暴行というように**徐々に行為がエスカレート**していきます。

いじめは**意識的かつ集団的**に行われます。いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち

切られて絶望的な心理に追い込まれ、**最悪の場合、被害者の児童生徒を自殺に追い込む**場合もあります。そこには、ある個人を**意図的に孤立**させようとする構図と、「遊び」や「ふざけ」といった**無意図的**なものが前提にあり、いじめている者もいじめをしているという認識がなく、結果的にいじめにつながっていくという構図の両面性があります。



しかも、いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で見て見ぬふりをしたり脅えている「傍観者」という集団が存在する**四層構造**になっています。だから周りにいる「傍観者」や「観衆」が是認・黙認すると、いじめがエスカレートするわけです。

しかし、こうした四層構造は決して**固定化されたものではなく**、「いじめる者」「いじめられる者」「観衆」「傍観者」の立場は、流動化する場合があります。

いじめの多くが同じ学級の児童生徒の間で発生することを考えると、学級全体に「いじめを絶対に許さない」という**規範意識が形成され**、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級運営を行うことが望まれます。また、いじめはエスカレートしてからでは対応しづらいケースが多いので、教師や保護者が「いじめの芽」を**早期に発見**し、組織的に適切な指導をすることが大切です。

III 最近のいじめの特徴

主に学校という空間の中で、**その場の「雰囲気（空気）」という感覚的な動機**によるものが多いことが最近の特徴です。また、いじめられている者が深く心の傷を負っているにもかかわらず、いじめ側からすればいじめている認識がきわめて低い、という**両者の温度差の大きさ**が問題です。

1 特徴

- 感覚的** …いじめの動機が感覚的なものであることが多い。
- ゲーム化** …遊び半分で行われ、指摘されても加害者にうしろめたさや罪の意識が弱く、認めない子どもや保護者が見られる。
- 陰湿化** …方法・手段が巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず長期的に行われる。
- 見えにくい** …親や教師に見えにくい場面で起こり、深刻な事態に発展するまで放置されることが多い。
- 集団化** …集団で行われ、集団からはみ出す者は誰でもいじめの対象になり得る。また、それを見ている周囲の児童生徒の是認・黙認により、いじめられる側は一層孤立させられる。
- 一般化** …特別な問題行動の見られない児童生徒の間でも発生する。
- 流動化** …いじめる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感からいじめられる場合がある。

孤立への不安

…仲の良いグループ内でもいじめは発生する。孤立を恐れて、いじめられていても、「いじめられてはいない」と主張し、グループを抜けたがらないケースも見られる。

ネット化

…インターネット上で行われるいじめは、ウェブサイトやオンライン、あるいは電子メール、携帯電話・スマートフォン等を使って行われる。

2 ネットいじめ

◎ 携帯電話・スマートフォンやパソコンを通じて、特定の人物に対して屈辱感、恐怖感、無力感を与えるなど、**精神的に苦しめる**ことです。

◎ 誹謗・中傷の書き込み、個人情報の流布、動画・画像の投稿、なりすましメール、チェーンメール等の事例があります。

◎ 一度流された情報は、**瞬時に不特定多数の目に触れ**、回収が不可能であることから、甚大な被害となります。

◎ ネット世界では、自分のことを明らかにせず情報を発信できるため、心理的抵抗をあまり感じずにいじめ行為に加担しやすく、**悪意が広がりやすい**と言えます。また、簡単に加害者にも被害者にもなりやすいのが特徴です。

◎ 最近では、単にアクセス数を上昇させたいという理由だけで、中学生が小学生を暴行する場面を録画して YouTube にアップするなど、**いじめ行為と各種情報サービスが結びついた事例**が多く見られます。

3 発達障害といじめ問題

◎ 発達障害のある児童生徒は、集団生活にうまく適応できない場合があり、からかいや仲間はずれの対象とならないよう、周囲の児童生徒との関係について特に**注意深く見守る**必要があります。

◎ つまづきや失敗が繰り返され、自尊感情が損なわれると、二次的障害として、不登校や引きこもりのように内在化する場合と、暴力等のように外在化する場合があるので、**早期発見と予防的対応**が重要です。

◎ 達成感を感じる体験を積ませるなど、普段からその特性に応じた適切な指導と必要な支援を行うとともに、保護者との連携を含めた一人一人の教育的ニーズに応じた、**丁寧な対応に努める**必要があります。

◎ 発達障害等についての、**正しい理解と認識を深めていく**必要があります。

IV いじめ発見のチェックリスト

	サイン	チェック
登校時	遅刻・欠席が目立つようになる。	
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つようになる。	
	他の子どもより早く登校する。	
	挨拶や出席確認の時に声が小さい(しない)。	
	担任が来るまで廊下で待っている。	
授業中	一人遅れて教室に入ってくる。	
	周囲の子どもから座る場所(机・椅子等)を避けられる。	
	用具・机・椅子等が散乱している。	
	机、教科書、ノート等に落書きや汚れがある。	
	教科書や学習用具が隠されたり、なくなったりする。	
	提出物や授業道具等の忘れ物・紛失が目立つ。	
	授業中ぼんやりしたり、うつむいていることが多く、発言しなくなる。	
	正しい答えを冷やかされたり笑われたりする。	
	発言すると周囲がざわつく。	
	ゲーム中にパスが渡らない。ボールを拾いに行かされる。	
休憩時間	係りなどを決めるときに、ふざけ半分で推薦される。	
	グループ分け等で孤立し、話し合いの輪に入れない。	
	その子へのプリント類の配付を嫌がる雰囲気がある。	
	実験などの後片づけをいつもさせられている。	
	仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。	
	教室や図書室で一人である。	
	今まで一緒だったグループから外れている。	
	居場所がなく階段や廊下を歩いている。	
	教室移動のとき、荷物を持たされている。	
	プロレスごっこで負ける役、鬼ごっこで鬼の役をさせられることが多い。	
昼食・清掃時	遊んでいる時にも特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	遊びで使った道具の後片づけをいつもさせられている。	
	一人で寂しそうに教室に戻ってくる。	
	その子が配膳すると嫌がられる。	
	食べ物にいたずら(盛り付けない、多く盛り付ける、意図的な配り忘れ)をされる。	
	机を寄せて席を作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	笑顔がなく、黙って一人で食べている。	
	給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
	準備や片付け等を押し付けられている。	
	その子の机や椅子が運ばれず、放置されている。	
その子の机や椅子が蹴られたり、掃除用具で叩かれたりする。		
他の子と離れ、一人黙々と掃除しているが、表情が暗い。		
皆の嫌がる分担をいつもしている。		
目の前や机の周囲にごみを捨てられる。		
清掃が終わっても、後片づけを一人でしている。		
掃除の後の授業に遅れてくることがよくある。		

	サイン	チェック
部活・学校行事	部活動の欠席が増え、理由がはっきりしない。	
	一人で、大変な仕事(準備、片付け)をさせられている。	
	特定の子どもだけが、集中的に練習させられている。	
	練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている。	
	用具を隠される。	
	休憩中に一人にいるなど孤立している。	
	ペア練習の時、いつも取り残される。	
	他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りをさせられたりしている。	
終礼・放課後・下校時	特定の子どもが終わりの会で追及される。	
	何か問題が起こると、いつも特定の子のせいになる。	
	鞆や靴、傘など持ち物が隠されたり、紛失したりする。	
	机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている。	
	ごみ箱の中やトイレに持ち物や衣服が捨てられている。	
	急いで下校する。又は、いつまでも学校に残っている。	
	皆の荷物を持たされている。	
	通常の通学路を通らずに帰宅する。 自転車通学なのに、自分の自転車に乗らず、たびたび走らされている。	
学校生活全体を通して	元気がなくぼんやりしていることが多い。	
	頭痛や腹痛を訴え、保健室やトイレに頻繁に行く。	
	保健室や相談室に来る回数が増える。	
	特に用事がないのによく職員室に来る。	
	教師に相談したそうに寄って来る。	
	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷などが見られる。	
	沈んだ表情や緊張した様子、おどおどした様子が見られる。	
	不自然な言動が見られ、周囲の動向を気にする。	
	教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。	
	様々な場面で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。	
叩かれる、押される、蹴られる等、ちょっかいを出される。 悪口を言われても、曖昧な笑いでごまかしている。		
その他	必要以上のお金を持っている。	
	席替えや班ぎめで特定の子どもの隣や近くの席をいやがる。	
	ふざけた雰囲気の中で、クラス委員等が選ばれる。	
	掲示物(書写や絵画等の作品)にいたずらされる。	
	校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている。	
	嫌がらせ(中傷)の紙切れやメモがある。 陰口を言われている。 一人で行動することを嫌い、1日中特定のグループで固まって行動している。 特定の子どもを無視したり、仲間だけに分かるようなサインを使っている。	

※このチェックリストは、いじめ発見のためのポイントを示しています。この他様々な場面を想定し、子どもたちの小さなサインを見逃すことのないようにすることが大切です。

V いじめへの対応

1 組織的な対応・連携

いじめの発見、あるいは兆候が見られたら、その解決に向けて、教師一人で抱えることなく学年・組織・チームとして対応します。

また、個人的な解釈や判断をせず、学年主任・生徒指導主任・管理職等への報告・連絡・相談を必ず行います。

- 
- ◎ 報告を受けた担任は、くれぐれも自分の責任と思い詰めたり、独断で判断して**解決を焦らない**ことです。
 - ◎ いじめの発見や兆候が見られる場合、校内生徒指導委員会に必ず報告し、**迅速に情報を共有**し、指導の方向性の共通理解を図ります。
 - ◎ いじめの事実関係の把握については、**複数による正確で迅速な対応**が求められます。なお、個人情報の取扱いについては十分留意します。
 - ◎ いじめの事実確認の聴取は、「被害者→周囲にいる者→加害者」の順で行い、とりわけ人目につかない場所や時間帯の配慮が大切です。
- ◎ いじめ事象が確認された場合、担任の精神的負担は相当なものであり、学校全体で**担任をフォローする体制・雰囲気**が大切です。
 - ◎ 学校はいじめ問題を隠蔽せず、市町(組合)教育委員会への円滑な報告・連絡・相談を行い、**緊密な連携を図る**ことが大切です。
 - ◎ 学校は、いじめの概要や対処方針、さらにはスクールカウンセラー等とともに検証したアンケート結果を、状況に応じて公表するなど、**保護者や地域住民の理解を得るよう努める**ことが大切です。
 - ◎ その都度、時系列に沿った経過記録や簡単な報告書を作成しておくことが必要です。
- ◎ 暴行や恐喝などの犯罪行為等、学校の指導の範囲を超えるいじめについては、**警察や児童相談所と連携**して対応することも必要です。
 - ◎ これまで、ともすれば警察との連携に躊躇する面が見られましたが、社会で許されない行為は子どもでも許されないとの認識に立ち、**毅然とした対応**をとらなければならない場合があります。
 - ◎ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、被害者を守るために、さらには学校の秩序を守るために、教育委員会と連携しながら、加害者に対して**出席停止や懲戒処分**の措置を講じることも必要です。